

# 生活支援だより

こんにちは、生活支援が充実した神戸の安全・安心の身元保証サービス、しゃらく互助俱楽部です。

しゃらく互助俱楽部で提供したサービスを皆さんにお届けします。将来的な問題に備えて皆様の参考になれば幸いです。

活動記

## 第2回 政府からのガイドライン



本年6月に内閣官房より「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」が発表されました。その内容を2回目としてご紹介します。

契約の相手方が高齢者中心であり、場合によっては加齢等によりこれらの者の判断能力が既に低下している可能性も考えられるため、以下の3点を留意する必要があります。

1. 意思能力の確認： 意思能力を丁寧に確認した上で契約を締結することが必要です。
2. 情報提供： 消費者の理解を深めるために、必要な情報提供を行うことが求められます。
3. 重要事項説明書の作成・交付： 重要事項説明書を作成・交付することにより、利用者の理解促進に努めることが重要です。その内容は以下の通りです。

- ① 契約者に対して提供するサービス内容や費用
- ② 当該利用者の費用の支払方法
- ③ 契約者に対して提供するサービスの履行状況を確認する方法
- ④ 入院・入所等が必要となった場合の対応方針、医療に係る意思決定の支援
- ⑤ 利用者の判断能力が低下した場合の対応方針
- ⑥ サービスの債務不履行や不法行為により利用者に損害が発生した場合の賠償に関するルール
- ⑦ 契約するサービスの解除方法・解約事由や契約変更や解約時の返金に関する取扱い

しゃらく互助俱楽部では、ご依頼があった当日に契約することはありません。必ず事前に訪問し、ご契約希望者との面談を行います。その際に、契約を考えておられる方々が知りたい事やサービスの具体的な内容、費用までしっかりとご説明し、納得いただいたからご契約となりますので、上記の3点のうち、①と②はクリアできていると考えています。また、③のサービスの履行確認においては、ご契約者様が弁護士と締結しているしゃらく監督契約に基づき、弁護士からの履行確認に加え、運営管理第三者委員会でも履行確認を行っています。④については、契約後すぐに医療上の意思表示書を作成していますし、⑤の判断能力が低下した場合の対応は原則として任意後見人をお願いしています。また、⑥と⑦に関しても、重要事項並びに契約書に明記しています。

そもそも、なぜこのようなガイドラインが出されたのかというと、規制のない事業領域であり、看過できない様々なトラブルが発生しているからだと認識しています。このガイドラインの最後には、「優良な事業者を認定する仕組みの創設等について、検討する」と記載されています。1日も早く、認定の仕組みが整い、誰もが安心して余生を過ごせる体制ができるることを祈っています。

## 活動カレンダー 2024年10月

月	火	水	木	金	土・日
	1	2	3	4	5・6
	互助説明 介護タクシー	互助説明	互助セミナー	互助セミナー 支援(心合せ訪問)	支援(外出付添)
7	8	9	10	11	12・13
	互助セミナー 支援(電話手続き、電動車椅子試乗補助)	支援(銀行・書類整理)	支援(心合せ訪問) 互助契約2名	互助セミナー 支援(受診付添)	互助セミナー 支援(外出支援)
14	15	16	17	18	19・20
	支援(年金書類の作成) 意思表示書作成(2名)	互助契約 互助説明 支援(受診付添) 支援(外出付添)	支援(心合せ訪問) 支援(銀行付添、居室整理)	旅リハ	
21	22	23	24	25	26・27
	支援(外出付添、衣替え) 支援(期日前投票同行付添)	支援(居室整理、) 互助説明	施設訪問(インフルエンザ接種確認) 生活支援便り発送	支援(書類整理、居室整理) 支援(心合せ訪問) 生活応援隊事前打ち合わせ	緊急支援 病院搬送 入院手続き
28	29	30	31		
	支援(入院手続き、着替え等持参)	支援(外出付添) 支援(買物代行)	特別支援(入院時の医師との面談)		

## 足の踏み場もないご自宅の清掃

しゃらく互助俱楽部の会員様ではありませんが、あんしんすこやかセンターの相談員から協力の依頼があり、ご自宅の清掃をお手伝いしました。86歳の方が一人で住んでいる3LDKのご自宅で、エアコンは壊れて動かず、ストーブは電気ストーブのみ。荷物や衣服が散らかっていて、寝る場所もない状態でした。転倒や火事のリスクを考えると、早急な対応が必要でした。

まず、暖房がしっかりと使えるエアコンを手配し、介護ベッドが入るスペースと水回りへの通路を確保するために、7時間ほどかけて支援しました。これで「何とか住める」状態になり、2回目の訪問では家全体を整理し、不要な物を処分し、障子の張替えなども行いました。これにより、普通に住める状態になりました。スタッフ2名が7時間ずつ、2日間かけて作業しました。



# 今月のご相談

## 「相続が心配」という相談

今月に入り、ご自身の財産がご逝去後に思い通りに相続されないことを心配される相談が何件かございました。相談内容を伺うと、まだ遺言書を書いていない方や、書き方が分からぬ方、他の身元保証事業者に入会して自筆遺言を預けているケースなど、様々な状況が見受けられます。

遺言書には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種類があり、それぞれに特徴とメリット・デメリットがあります。自筆証書遺言は費用がかからない反面、無効になるリスクがあります。公正証書遺言は無効になるリスクが低いですが、費用がかかり、証人が2名必要です。秘密証書遺言はあまり利用されていないと聞いています。これらを考慮すると、費用はかかりますが、公正証書遺言が最良の選択肢だと思います。

遺言書を書く側としては、遺言執行者を指定しているかどうかにかかわらず、不安を感じることは理解できます。そのため、不安を少しでも解消するために、公正証書遺言で遺言書を作成し、遺言執行者も指定しておくことが重要です。

しゃらく互助倶楽部の場合、契約上、ご契約者様の財産には触れない契約になっているため、遺言書をお預かりすることはありませんし、内容の把握もいたしません（遺言の有無の確認は行います）。遺言書は、公正証書遺言か遺言信託をお勧めしています。

## スタッフの日日是好日

私の趣味は釣り、登山、キャンプです。心をリフレッシュするためによく出かけます。特に手軽に行ける釣りが好きです。秋になると、明石海峡にハマチやブリが回遊してくるので、生きたアジやコウイカを使って泳がせ釣りに出かけます。

先日も釣り仲間と一緒に、朝の5時から昼過ぎまで青物を狙って釣りに行きました。その結果、青物を12匹釣ることができました。私のクーラーボックスには入りきらないほどです。釣りは、準備も楽しいし、釣った後の料理も楽しみです。釣りをしている間は、大海を見ながら心を「無」にしたり、色々なことを考えたりしています。

料理は、5日間ほど熟成させて刺身にしたり、煮つけや味噌漬けにしたりします。食べきれない分は唐揚げの準備をして冷凍保存します。何より、海の広さを感じると、自分の存在や悩みが小さなものだと気づき、また頑張ろうという気持ちになれるのが、海で釣りをする意味ですね。 小倉譲

※この時期は、スタッフが東西南北に走り回っているため、私の紹介ばかりですみません。





## 第5回「安心できる余生のためのお一人様終活セミナー」 参加者85人！アンケートより

セミナーにご参加いただいた皆様へ

この先、何かの参考になればと思い、ご紹介させていただきます。

しゃらく互助俱楽部も2年半が経ち、当初からは想像できないほど会員様が増えました。その分、経験やノウハウも増え、皆様にお伝えできる内容もより深くなってきたように感じます。

今回のセミナーで分かった一番の課題は、今すぐ身元引受・身元保証人が必要ではないか心配、介護が必要になった際に通院の付添がないので心配、さらに認知症になった際の金銭・財産管理に関する心配などです。夫婦で生活していても、子どもがいても、様々な不安を抱えて足を運んでくださったことが分かりました。

成年後見契約を締結し、ある程度準備を進めている方もいらっしゃいましたが、一方で、切実に悩まれている方や、終活のあり方、準備を始めるタイミングを悩まれている方も多くいらっしゃいました。元気なうちに自分の考えを誰かに伝えておくことの大切さ、身元保証の必要性、任意後見人の重要性などを学び、不安が少し解消されたという声を聞き、嬉しく思います。また、制限時間内で多くの事例をお伝えしたことで、「話が速くて頭が回らず、もう一度聞きたい」という要望もありました。

しゃらく互助俱楽部は、相談無料ですので、いつでもご連絡ください。弁護士との3者間契約ですので、相談の際に契約に至ることはありません。また、しつこく追いかけるようなご連絡もいたしませんので、ご安心ください。ただし、お問い合わせは平日の9時～17時の間にお願ひいたします。

旅リハ

### 12月の旅リハ予定



12月の旅リハは、但馬の小京都「出石」へ行きます！

最近では片岡愛之助さんの歌舞伎公演で有名な、近畿最古の芝居小屋「出石永楽館」を見学します。

昼食は、もちろん出石そば！そばだけでなく、お肉やてんぷらなどのセットメニューをご用意しております。

お土産に、出石焼の湯飲みの絵付けもします。

家にこもりがちな季節になりましたが、一緒にお出かけしませんか？

旅リハ

### 1月の旅リハ予定



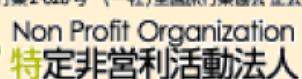
来年1月の旅リハは、旬の牡蠣を赤穂市にて楽しんで頂く予定です。

その後はドライブがてら少し戻って、道の駅あいおい白龍城（ペーロン）へお買物に立ち寄る予定です。

時間ががあれば、可愛いオハギのカフェで美味しいオハギとコーヒーを楽しめればと思っています。

寒い季節ですので、風邪をひくことのないように細心の注意を払ってお連れ致します。

兵庫県知事登録旅行業2-628号 (一社)全国旅行業協会 正会員

 Non Profit Organization  
特定非営利活動法人  しゃらく

〒654-0055 神戸市須磨区須磨浦通4-4-6須磨浦ビル207号室

TEL 078-735-0163 FAX 078-735-0164

sharaku@123kobe.com [営業時間]月～金 8:45～17:00 [休業日]土日・祝日

総合旅行業務取扱管理者 小倉謙